

学校法人会計の概要

◆ 学校法人とは

学校法人とは、我が国の学校教育法（昭和 22 年公布）および私立学校法（昭和 24 年公布）の定めにより設立された法人です。自らの目標を掲げ、その達成に向けて教育研究諸活動を行い、社会に貢献・還元することを目指します。

学校法人は、私立学校振興助成法（昭和 50 年公布）により、国または地方公共団体から助成金を受けていることから、文部科学大臣の制定する「学校法人会計基準」（昭和 46 年公布）に則り、会計処理及び計算書類を作成することを義務付けられています。

◆ 学校法人会計基準とは

学校法人会計基準とは、学校法人の財政および経営の状況について、真実に基づき全取引を正確且つ明瞭に表示することを原則としています。また、この原則は永続的に用いられることも求められます。

つまり、私立学校振興助成法に基づき、私学助成を受ける学校法人が適正な会計処理を行うための統一的な基準なのです。社会・経済状況の変化を踏まえ、社会に対する説明責任が一層求められるとともに、学校法人が適切な経営判断を行う必要性が増していると考えられます。

◆ 学校法人会計と企業会計との相違

企業会計は、利潤を目的として、資本投資・回収、生産性の向上を行っています。その事業活動の結果を損益状況と捉えて開示することが目的です。

一方、学校法人は、建学の精神による教育研究諸活動を行う公共性の高い法人であり、学校法人会計では、その諸活動を永続的に行えるように収支の均衡が図られているか否かを把握する特性を有しています。

◆ 計算書類について

学校法人が学校法人会計基準に基づき作成すべき財務諸表は以下のとおりです。

i) 資金収支計算書

当該会計年度における諸活動に対応するすべての収入と支出の内容と、当該年度における支払資金の収入と支出の顛末を明らかにする計算書です。

ii) 事業活動収支計算書

当該会計年度における①教育活動②教育活動以外の経常的な活動③前記①②以外の活動に対応する内容を明らかにするとともに、当該会計年度の基本金組入額を控除して事業活動収入と事業活動支出の均衡状況を明らかにする計算書です。

iii) 貸借対照表

当該年度末における資産、負債、正味財産（基本金・消費収支差額）の状態、すなわち、学校法人にはその時点で、どの様な資産がどれだけあり、どの様な負債がいくらあるかなど、法人の保有する財産の状況を表示し、その結果、純資産（正味財産）がいくらになっているか（財政状態）をあらわす表です。